資料 5

東京都板橋区立学校の適正規模 及び適正配置について(中間のまとめ)

令和5(2023)年 月 いたばし魅力ある学校づくり審議会

(東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置審議会)

目 次

1.	諮問事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2.	審議会の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	板橋区立学校の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(1)区内人口の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
(2	?)児童・生徒数、学校数の推移······	7
(3	3)学校規模の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
(2	A) 学級規模について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
(5	5) 適正規模化への具体的な取組······	12
4.	学校規模による教育上の特性等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
5.	板橋区立学校における教育上望ましい学校規模・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
6.	板橋区立学校の適正配置の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
7.	適正配置にあたって検討すべき事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
	通学区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(2)	地域協議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
(3)	小中一貫型学校・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
	施設内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	施設更新・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	特別支援教育······	
0	適正化に向けた進め方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2/
	小規模化対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	大規模化対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
9.	おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26

1. 諮問事項

- ○東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置の基本的考え方について
- ○東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置の具体的方策について
- ○新たな学びを踏まえた持続可能な学校施設整備の基本的考え方について

具体的な審議項目は以下の8つとしたうえで、各項目について審議を行った。

- ①適正規模
- ②適正配置
- ③適正規模化の方法
- ④通学区域
- ⑤小中一貫型学校
- ⑥地域協議
- ⑦施設内容·施設更新
- ⑧特別支援教育

2. 審議会の基本的な考え方

- ○学校の教育環境は様々な取組により総合的に整えられるものであり、その中で、学校の規模及び配置の適正化を図ることは、子どもの成長にとって望ましい教育環境を整備するための重要な要件である
- ○各学校は学校規模に応じた適切な教育の提供及び教育の充実に取り組んでおり、審議会の導き出した「望ましい学校規模」を下回ること、あるいは上回ることが直ちに望ましくない教育環境にあるとは断定できない
- ○学校では児童・生徒の学力と技能の定着及び向上を図りつつ、児童・生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて社会性や規範意識を身に付けさせることが重要である
- ○学校の適正規模及び適正配置を進めるにあたっては学校や保護者、地域関係者による協議体において十分な合意形成を図るとともに、教育委員会による適切な情報提供や広報活動等が必要である

本審議会は、これまでに、平成 13(2001)年及び平成 24(2012)年に適正規模及び適正配置に関する議論を行い、答申を策定してきたところである。この度、令和 4(2022)年 4月に板橋区教育委員会より「板橋区立学校の適正規模及び適正配置における基本的な考え方及び具体的方策について」諮問されたことを受け、令和 4(2022)年 4月に第1回審議会を開催して以降、議事を効率的に行うための作業部会である小委員会も含めて、〇〇回にわたり、議論を進めてきた。

これまで区では、平成 13(2001)年3月及び平成 24(2012)年3月にそれぞれ「東京都板橋区立学校の適正規模及び適正配置について(答申)」(以下、平成 24 年に策定した答申を平成 24 年答申という。)において、答申された内容を踏まえて、平成 24 年 5 月に「板橋区立小・中学校の適正配置に関する基本方針」、平成 25(2013)年9月に「将来を見据えた区立学校の施設整備と適正規模・適正配置の一体的な推進のための方針」をそれぞれ策定した。その後、平成 26(2014)年2月に策定した「いたばし魅力ある学校づくりプラン」に基づき、学校施設の老朽化対策と学校の適正規模・適正配置の視点を一体的に推進し、「魅力ある学校づくり」に取り組んできた。

平成 24 年答申から 10 年が経過し、人工知能(AI)をはじめとする先端技術が高度化し、社会経済活動のみならず、日常生活にも先端技術が取り入れられる等、社会のあり方そのものが急激に変化している。また、令和 2 年(2020)年から始まった新型コロナウイルス感染症の流行は、学校生活に多大な影響を及ぼした一方で、GIGA スクール構想実現に向けた取組を加速させたほか、学校行事のあり方をはじめとする教育環境を見直す契機にもなった。このような状況の中、「子どもたちが未来を切り拓くための資質・能力」をより一層、確実に育成するための教育内容の充実と教育環境の整備が求められている。

子どもたちを取り巻く教育環境は大きく変化しており、GIGA スクール構想による一人一台端末の導入や小学校における 35 人学級編制に加えて、新学習指導要領の実施により、「全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現」が「令和の日本型学校教育」のめざすべき姿とされたところである。学校では、児童・生徒の学力と技能の定着及び向上を図りつつ、児童・生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて社会性や規範意識を身につけさせることが重要である。

区では、このような教育環境の変化を踏まえた上で、令和4年(2022)年1月に策定した「いたばし学び支援プラン 2025」に基づき、「板橋区コミュニティ・スクール(iCS)の導入」や「小中一貫教育の本格実施」、「学校における働き方改革の推進」、「誰一人取

り残さないための居場所づくり」を柱として、戦略的に施策・事業を展開することに より、直面する課題の解決に向けた取組を進めているところである。

とりわけ、「オープンスペース型運営方式¹」や「教科教室型運営(教科センター)方式 ²」、「職員室のフリーアドレス化」は、個別最適な学びと協働的な学びの実現や教科指導の充実、生徒の主体性の向上、教職員の働きやすさの向上といった効果が期待されるところであり、また、全国的に見ても先進的な取組であるため、他自治体からの注目度も高い取組であると言える。

区立学校の児童・生徒数は過去のピーク時からおよそ半減³しており、今後、児童・生徒数は更に減少していくことが見込まれる一方、大規模集合住宅の建設に起因して、地域によっては一時的に児童・生徒数が増加⁴しており、小学校における 35 人学級編制の実施とあわせて、学級数増への対応が求められている。その他、教育環境や社会環境の変化により新しい学びへ対応するための学び舎としての機能の充実という本来の役割だけでなく、災害時における避難所としての防災機能、地域コミュニティの拠点等、学校施設に求められる役割が増大しており、将来的な環境変化といった視点も踏まえながら、これらの状況に対応していく必要がある。

これまで述べてきた観点から、学校の規模や配置の適正化を図ることは、子どもたちの成長にとって望ましい教育環境を整備するための重要な要件であるとして、子どもたちのための持続可能な教育環境の整備と学校教育の充実のために、区が今後とるべき基本的な考え方及び具体的な方策を答申としてまとめた。

今回の答申では、国の動向や学校運営の現状等を踏まえて、平成 24 年答申で示した 教育上望ましい学校規模について見直しを行った。見直しにあたって、前提となる考 え方は以下のとおりである。

現在の区立学校の中には、この「望ましい学校規模」から外れる学校が存在するが、学校の教育環境は様々な取組により総合的に整えられるものであり、各学校はそれぞれの規模に応じた適切な教育の提供及び教育の充実に取り組んでいる。したがって、

¹ 普通教室に隣接した空間を設置し、教室の壁面を取り払うことで、教室と一体となった大きな空間を生み出し、この空間を活用した多様な学習活動を実現する方式

² 教科教室型運営方式は、基本的にすべての授業が教科ごとの専用教室で実施され、必要に応じて生徒の活動拠点や学級活動を行うホームベース等が設置されている学校運営方式。教科センター方式は、これに加えて、関連する教科教室とメディアスペース、教科教員室等を組み合わせた教科センターを設置している方式

³ P. 8 図 5 参照

⁴ P.11 図 10 及び P.11 図 11 参照

審議会が導き出した「望ましい学校規模」を外れることが直ちに望ましくない教育環境であるとは断定できない。この考え方は、平成24年答申から変わるものではない。

このことを確認したうえで、学校の適正規模及び適正配置を実現するための具体的 方策を検討した結果、「望ましい学校規模」を大きく下回る場合には平成24(2012)年5 月に策定した「板橋区立小・中学校の適正配置に関する基本方針」に沿って、当該学校 に関わる保護者や地域、関係団体等による協議体において学校の方向性を十分に検討 することが望ましいとした。

一方、「望ましい学校規模」を大きく上回る場合には児童・生徒数の将来推計を十分に踏まえたうえで、学校教育に影響が出ないよう、学校隣接用地の確保も念頭に置きながら、学校施設の拡充、必要な人員確保等の運営上の配慮を検討する必要があるとした。

学校の適正規模及び適正配置を進めるにあたっては学校や保護者、地域関係者による協議体において十分な合意形成を図るとともに、教育委員会による適切な情報提供や広報活動等が必要である。

3. 板橋区立学校の現状

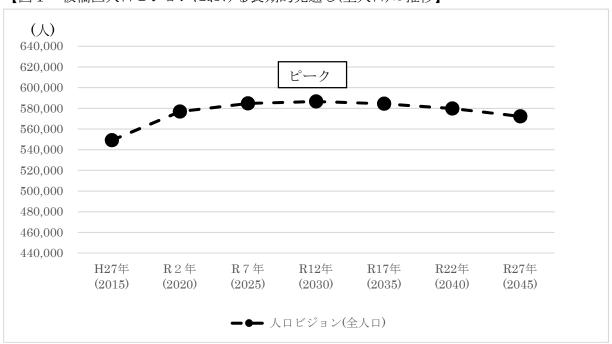
(1)区内人口の推移

板橋区の総人口は令和 5 (2023) 年 1 月 1 日現在 568,241 人となっている。平成 27(2015) 年の国勢調査人口を基準とした平成 31(2019) 年 1 月改訂の板橋区人口ビジョン(2020 年~2045 年) では、区内の人口ピークは令和 12 年になる見込みである。(図 1)また、年少人口(0~14 歳) 推移の予測をみると、令和 12(2030) 年までは若干の増加傾 向はあるものの、その後は減少に転じ、将来的な年少人口の減少は避けられないものと 見込まれている。(図 2)

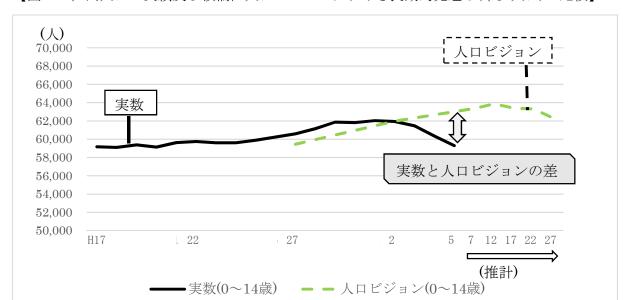
一方、令和 2 (2020) 年以降、年少人口は減少に転じており、令和 5 (2023) 年時点では 人口ビジョンにおける見込みと比較し、乖離が見られる。(図 1 、 2)

また、直近の年少人口の実績の詳細を見ると、0-4才の人口が平成 31(2019)年から令和 5(2023)年の 5年間で約 3,600 人、15%以上減少しており、また、出生数も平成 28(2016)年から令和 4(2022)年の 7年間で 1,205 人減少しているため、人口ビジョンに おける人口ピークの見込み(令和 12(2030)年)より早くピークを迎える可能性がある。 (図 3 、4)

【図1 板橋区人口ビジョンにおける長期的見通し(全人口)の推移】

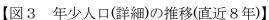


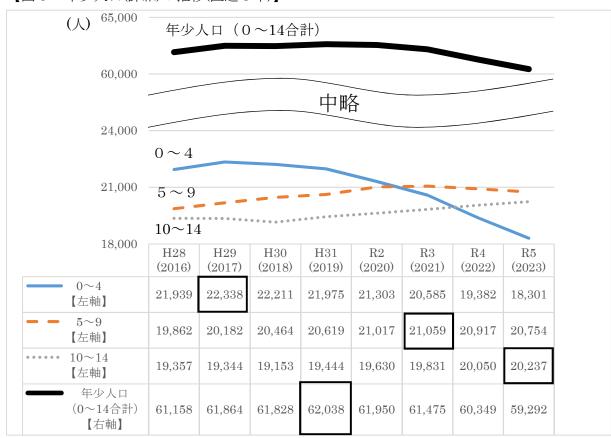
注/数値は「板橋区人口ビジョン (2020年~2045年)」より



【図2 区内人口の実績及び板橋区人口ビジョンにおける長期的見通し(年少人口)の比較】

注/実数は区HP内「世帯数・人口表」の各年1月1日の数値より 注/人口ビジョンの数値は「板橋区人口ビジョン (2020年~2045年)」より





注/数値は区HP内「年齢別人口表」の1月1日の数値より

注/太枠内は推移内の最大値を表す



【図4 区の出生数推移(直近7年)】

注/数値は区HP内「板橋区の保健衛生(事業概要)」各年版より

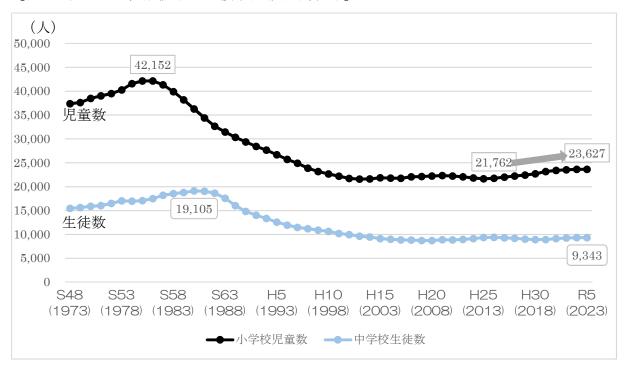
(2)児童・生徒数、学校数の推移

昭和 40(1965)年以降の板橋区立学校の児童・生徒数の推移は小学校においては昭和 56(1981)年の42,152人、中学校においては昭和60(1985)年の19,105人をピークに急激な減少を続け、平成24(2012)年から令和4(2022)年までの増加傾向を経て、令和5(2023)年5月1日現在の児童・生徒数は小学校23,627人、中学校9,343人でとなっている。児童・生徒数をピーク時と比較すると、小学校が56.0%、中学校が48.9%となり、半数近くまで減少している。(図5)

また、令和3(2021)年の中央教育審議会において答申された「令和の日本型教育の構築を目指して〜全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現〜(答申)」によると、特別支援学級に在籍する児童・生徒数及び通級による指導を受ける児童・生徒数は増加し続けているとされており、板橋区においても同様の傾向が見られる。(図7)

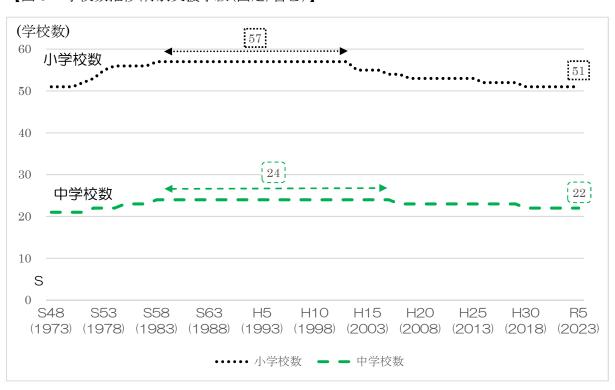
一方、学校数については学校数が最も多かった時(昭和 58(1983)年からの約 20 年間) から小学校は 6 校、中学校は 2 校の減少しており、学校数をピーク時と比較すると小学校が 89.4%、中学校が 91.7%となっている。(図 6)

【図5 児童・生徒推移(特別支援学級(固定)含む)】

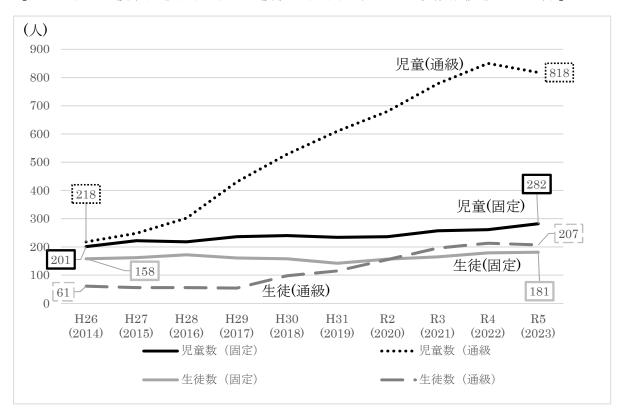


注/数値は「教育要覧」より ※令和5年の数値のみ区HP内「学校教育基礎データ」より

【図6 学校数推移(特別支援学級(固定)含む)】



注/数値は「教育要覧」より ※令和5年の数値のみ区HP内「学校教育基礎データ」より



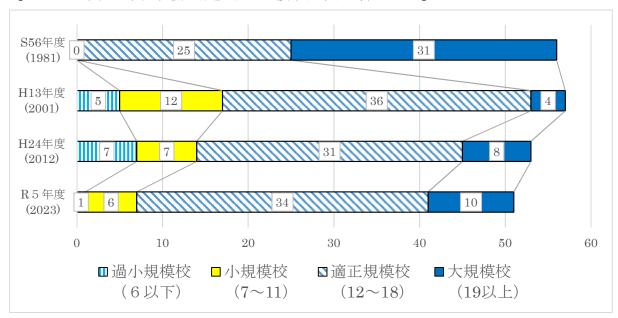
【図7 特別支援学級(固定)・特別支援教室(通級)の児童・生徒数推移(直近10年)】

注/数値は「教育要覧」より ※令和5年の数値のみ区HP内「学校教育基礎データ」より

(3)学校規模の推移

学校規模の推移をみると、大規模校である 19 学級以上の学校の数は、小学校においては、昭和 56 (1981) 年度の 31 校から令和 5 (2023) 年度には 10 校へと 21 校減り、中学校においては、昭和 60 (1985) 年度の 17 校から令和 5 (2023) 年度には 3 校へと 14 校減っている。(図8、9)

近年は、小学校6学級以下、中学校5学級以下の過小規模校は減少傾向にあるものの、11学級以下の小規模校は令和5(2023)年度現在、小学校においては6校、中学校においては9校と一定程度存在している。小学校においては令和3(2021)年度からの35人学級編制の実施により、全般的に学校規模は回復していく見込みである。



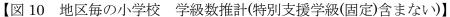
【図8 小学校の学校規模の推移(特別支援学級(固定)含まない)】

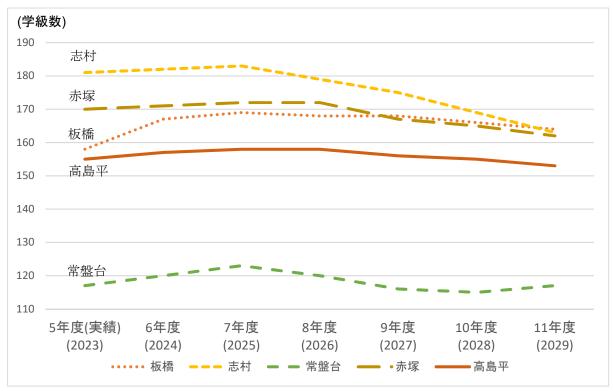
注/数値は「教育要覧」より算出 ※令和5年の数値のみ区HP内「学校教育基礎データ」より算出 注/小学校児童数ピーク時の昭和56(1981)年度及び過去に開かれた審議会の答申時期である平成13(2001)年 度、24(2012)年度と比較

S60年度 17 (1985)H13年度 9 (2001)H24年度 2 8 10 (2012)R 5 年度 9 (2023)0 5 10 15 20 25 ■大規模校 ■過小規模校 ■小規模校 ☑適正規模校 (16以上) (5以下) (6~11) $(12\sim15)$

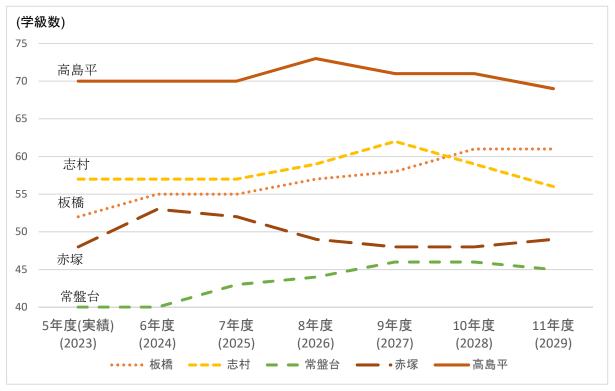
【図9 中学校の学校規模の推移(特別支援学級(固定)含まない)】

注/数値は「教育要覧」より算出 ※令和5年の数値のみ区HP内「学校教育基礎データ」より算出 注/中学校生徒数ピーク時の昭和 60(1985)年度及び過去に開かれた審議会の答申時期である平成 13(2001)年 度、24(2012)年度と比較





【図 11 地区毎の中学校 学級数推計(特別支援学級(固定)含まない)】



注/図10及び図11の推計方法について

- ① 令和5年5月1日現在の住民基本台帳人口に各学校の想定入学率を乗じて、各年度の入学者数を算出。
- ② 通学区域内に一定規模以上の集合住宅建設情報がある場合は、総戸数に東京都から公表される教育人口等推

計の集合住宅出現率を乗じた年齢別出現数を算出。

- ③ ②で算出した人数を入居開始年度の翌年度に①で算出した人数に加算する。(年度途中で転校してきた場合はその年の学級編制に影響はないが、翌年度の学級編制に影響するため)
- ④ 35 人学級編制導入を考慮し、令和5年度は4年生までを35 人学級、5・6年生を40 人学級、令和6年度は5年生までを35 人学級、6年生を40 人学級、令和7年度は6年生までを35 人学級とし、③で算出した人数を35 人学級の学年には35 で、40 人学級の学年には40 で除して学級数を算出。

(4)学級規模について

国の法令⁵により学級編制の標準が設定され、これをもとに東京都において学級編制の基準が設定されている。東京都においては、小学校1年生を除き1学級あたり40人を基準として学級編制されていたが、令和3(2021)年度に学級編制に関する法律が改正され令和3(2021)年度は2年生、令和4(2022)年度は3年生と順次35人学級編制が適用され、令和7(2025)年度に小学校すべてで35人学級編制となる。

上記の改正に伴い、1学級あたりの平均児童数は減少している。(表1)

【表1 板橋区の1学級あたりの児童・生徒数(特別支援学級(固定)含まない)】

小学校における1学級あた りの児童数(平均)	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
令和4年度 (<u>~3年生</u> : 35 人学級編制)	28.8人	29.5人	<u>28.7人</u>	31.7人	32.0人	32.8 人
令和 5 年度 (<u>~4 年生</u> : 35 人学級編制)	28.8人	28.9人	29.2人	<u>29.3 人</u>	31.5人	32.1 人

※下線部は35人学級編成

中学校における1学級あた りの生徒数(平均)	1年生	2年生	3年生
令和4年度	34.0 人	35.6 人	34.2 人
令和5年度	32.2 人	35.3 人	35.7 人

注/令和5年5月1日現在児童・生徒数より

(5)適正規模化への具体的な取組

学校の適正規模化への具体的な取組として、通学区域の変更と学校の統廃合を行ってきた。大規模な集合住宅建設による児童・生徒数の増加が見込まれる場合は、通学距離や安全性に配慮しながら通学区域を変更することで、大規模化を未然に防ぐとともに、小規模校の適正規模化にも効果を発揮してきたところである。

また、継続して過小規模となっている学校については、適正規模・適正配置に関して

_

⁵ 公立義務教育学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

話し合う協議会を設置し、当該校の地域住民や保護者等の学校関係者と協議を重ね、出された意見を意見書としてまとめることで学校の統廃合を行ってきた。

これらの学校の適正規模・適正配置に関する取組により、子どもたちの教育環境の改善を図るとともに、学校生活における社会性や規範意識の更なる習得に寄与してきた。

【表2 これまでの通学区域変更履歴】

表 2 これ	よぐの通字区域変更修	老/iE 】		
実施時期	変更地域	変更前	変更後	主な変更理由等
平成14年				
	本町(全域) 加賀二丁目 21 稲荷台(全域)	板橋第三小稲荷台小	加賀小	板橋第三小学校と稲荷 台小学校を閉校し、加賀 小学校を新設のため通学
4月1日	清水町1~12、26~39 高島平一丁目79~84		高島第六小	区域を再編。 高島第四小学校と高島 第六小学校を閉校し、高
	高島平九丁目 1 高島平九丁目 14~ 23、48	高島第四小	高島第一小	第八小学校を闲校し、高 島第六小学校を新設のた め通学区域を再編。
平成16年	·			
8月1日	前野町三丁目 37 大原町 44~46	前野小	志村第一小	前野町三丁目 37 の集 合住宅建設に伴う変更。
	西台一丁目 1、4~6、 10~26 若木三丁目 21、23、 25、27、29、31	若葉小	志村第五小	若葉小学校を閉校し、若 木小学校と統合。
12月24日	西台一丁目 2、3、7~9 若木二丁目 3~9、11 ~13 若木三丁目 1~20、 22、24、26、28、30 中台三丁目 21~22		若木小	統合に伴い、若葉小学 校の通学区域を志村第五 小学校、若木小学校の各 通学区域に編入。
	双葉町 3、5~47 大和町 9~42 富士見町 1~27、32~ 33		板橋第三中	板橋第四中学校を閉校 し、板橋第三中学校と統 合。 統合に伴い、板橋第四
	富士見町 28~31、34 ~39 常盤台一丁目 33~37	似個知日午	志村第一中	中学校の通学区域を板橋 第三中学校、志村第一中 学校の各通学区域に編 入。
平成17年			Г	· T
	西台一丁目 2、3、7~9 若木三丁目 17、19	西台中	中台中	
	若木三丁目 29、31		西台中	
4月1日	若木三丁目 30	志村第四中	中台中	若葉小学校の統廃合に 伴い、小学校と中学校と の通学区域の整合性を図 るために変更。
			l	

平成18年						
4月1日	板橋三丁目 6~14、16 ~22、30~43 板橋四丁目 56~62	金沢小	板橋第四小	金沢小学校の通学区域 の集合住宅建設に伴う変 更。		
8月1日	高島平二丁目 28-1~ 6、32-1~4、33-1~7 高島平三丁目 13	高島第七小	高島第二小	高島第七小学校を閉校 し、高島第二小学校と統 合。 統合に伴い、高島平第 七小学校の通学区域を高 島第二小学校の通学区域 に編入。		
8月25日	大和町 11~13、33~ 40	中根橋小	板橋第八小	板橋第八小学校の適正 規模化のため、中根橋小 学校の通学区域の一部を 板橋第八小学校の通学区 域に編入。		
平成20年	<u>г</u>					
4月1日	前野町二丁目 16~18 前野町六丁目 1~7	前野小	中台小	前野小学校の通学区域 の集合住宅建設に伴う変 更。		
平成23年						
4月1日	坂下三丁目 6、9、10	志村第六小	蓮根小	文部科学省からの少人 数学級編制の計画案の公 表及び、志村第六小学校 の通学区域の集合住宅建 設に伴う、志村第六小学 校の施設の不足に対応す るために変更。		
平成24年	平成24年					
8月1日	清水町1~12、26~39	加賀小	志村第三小	志村第三小学校の適正 規模化及び加賀小学校の 通学区域の児童数増加に よる教室数不足へ対応す るために変更。		
平成25年						
	幸町 1~10 大山西町 1~4		板橋第六小	大山小学校の閉校に伴 い、大山小学校の通学区		
5月17日	17日 幸町11~66 大山西町5~28、43~ 58、60~66	大山小	板橋第十小	域を板橋第六小学校、板 橋第十小学校の各通学区 域に編入。		
平成26年				1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
	小豆沢一丁目 2 蓮沼町 23、24、35~83	志村第四小 志村第二小	志村第二小 志村第三小	志村第四小学校の通学区域の集合住宅建設に伴		
-	前野町二丁目 36	前野小	富士見台小	う変更。		
	刊 1 二 1 日 20	印到7小	自 五兄口小	-		
8月1日	常盤台一丁目 33~37	富士見台小	常盤台小	前野小学校の通学区域の集合住宅建設に伴う変更。		
	I		<u> </u>	l .		

平成29年						
	栄町 35~36 氷川町 20~28、34、 35		板橋一小	板橋第九小学校と板橋 第一小学校を統合(合 流)。		
	大和町1~8、43~50	七条签 4.1	板橋八小	. 1017。 統合(合流)に伴い、板		
	栄町1~8、19~31、 33~34 双葉町1、2、4	- 板橋第九小 -	中根橋小	橋第九小学校の通学区域 を、板橋第一小学校、板橋 第八小学校、中根橋小学		
	仲町 4~12、25~34		弥生小	校、弥生小学校の各通学		
8月1日	大和町 9、10、41、42	中根橋小	板橋八小	区域へ編入。 併せて、中根橋小学校 の通学区域の一部を板橋 第八小学校の通学区域に 編入。		
	大谷口一丁目(全域) 大谷口二丁目(全域) 向原一丁目(全域) 向原二丁目(全域) 向原三丁目(全域)	向原中	上板橋第二中	向原中学校と上板橋第二中学校を統合。 統合に伴い、向原中学校の通学区域であった大谷口(全域)と向原(全域)を上板橋第二中学校の通学区域に編入。		
令和3年	令和3年					
8月1日	小茂根三丁目 1~6	上板橋第二中	桜川中	上板橋第二中学校の改 築移転(旧向原中学校校 地への移転)に伴う変更。		

【表3 これまでの統廃合履歴】

条例施行日	開校・統合した 学校	閉校(廃校) した 学校	方 式	小学校数	中学校数
		~平成 13 年度まで		57	24
平成 14 年	加賀小学校	板橋第三小学校 稲荷台小学校	両校を廃止し、新校を設置	55	
4月1日	高島第六小学 校	高島第四小学校 高島第六小学校	両校を廃止し、新校を設置	99	
平成 17 年 4月1日	若木小学校	若葉小学校	若木小への吸収統合	54	
平成 18 年 4月1日	板橋第三中学 校	板橋第四中学校	板橋第三中への吸収統合		23
平成 19 年 4月1日	高島第二小学 校	高島第七小学校	高島第二小への吸収統合	53	
平成 26 年 4月1日	_	大山小学校	板橋第六小、板橋第十小への編入	52	
平成 30 年	板橋第一小学 校	板橋第九小学校	板橋第一小へ統合(合流)	51	
4月1日	上板橋第二中 学校	向原中学校	上板橋第二中への吸収統合		22
令和5年度現在					22

4. 学校規模による教育上の特性

学校毎の児童・生徒数や全学年の学級数といった学校の規模は、子どもたちにとって生活面や学習面だけでなく心理面にも影響を及ぼすものと考えられており、教育の現場における子どもたちの実態を踏まえて、学校教育や学校運営等の視点から審議を行い、次のように意見を集約し、学校規模が及ぼす特性について示した。

一定の集団の大きさが確保された学校においては、子どもたちが多様な人間関係の中で社会性や個性を伸ばし、豊かな人間性の基礎を培い、学力や体力を一層向上させることに加えて、学校運営や教員の資質向上等の面でも様々な良さが発揮されている。

集団規模が過大となった場合、児童・生徒一人ひとりの把握やきめ細かな指導、学校行事で活躍できる場の提供がしづらくなる傾向があり、学校運営に支障が生じないように配慮する必要がある。

一方で、集団規模が過少となった場合、クラス替えが困難なこと等による子ども同士の人間関係の固定化や、教員数が少ないことによる教員の校務についての負担増、教員間の指導力向上や人材育成機能が不十分となる懸念等、学校教育としての役割を十分に果たすことが難しくなることが考えられる。

(1)学校教育面

	メリット	デメリット
小規模校	○児童・生徒一人ひとりに目が届きや	●多様な考え方に触れる機会や学び合
	すい。	いの機会、切磋琢磨する機会が少な
	○学校行事等において、児童・生徒一人	くなりやすい。
	ひとりの活躍の機会が多い。	●学校行事や集団教育活動において、
	○児童・生徒相互の人間関係が深まり	活動内容に制約が生じやすい。
	やすい。	●多様な学習形態・指導体制が取りに
	○異学年間の交流が生まれやすい。	くい。
		●人間関係や評価が固定化しやすい。
大規模校	○多様な考え方に触れる機会や学び合	●児童・生徒一人ひとりに目が届きに
	いの機会、切磋琢磨する機会が多く	くい。
	なりやすい。	●学校行事等において、児童・生徒一人
	○学校行事や集団教育活動において、	ひとりの活躍の機会の設定が難し
	多様な活動内容になりやすい。	٧١ _°
	○多様な学習形態・指導体制が取りや	●集団に埋没し、個性を発揮しにくい。
	すい。	●人間関係が希薄になりやすい。

○人間関係の多様化により、社会性や 協調性、たくましさを育みやすい。

(2)学校運営面

	メリット	デメリット
小規模校	○教職員間の意思疎通が図りやすく、	●教職員が少ないため、経験や教科、
	連携が密になりやすい。	特性等の配置のバランスがとりに
	○学校が一体となって活動しやすい。	くい。
	○特別教室や供用設備等の利用調整	●教職員一人に対する校務分掌が多
	がしやすい。	くなりやすい。
		●教職員同士による相談・研究が行い
		にくく、切磋琢磨が生まれにくい。
大規模校	○教職員が多いため、経験や教科、特	●教職員相互の連絡調整が図りにく
	性等の配置のバランスがとりやす	٧١ _°
	٧١ _°	●特別教室や供用設備等の利用調整
	○教職員一人に対する校務分掌が少	が難しく、活動に一定の制約が生じ
	なく、組織的に行いやすい。	やすい。
	○教職員同士による相談・研究が行い	
	やすく、切磋琢磨も生まれやすい。	

5. 板橋区立学校における教育上望ましい学校規模

○ 小学校:12学級から18学級

○ 中学校:12学級から18学級

学校の適正な規模については、教育環境の変化や教育活動の内容、学校施設や地域の実情、子どもや保護者のニーズ等により多様な考え方があるが、教育環境や教育条件の整備を進める観点から、区として教育上「望ましい学校規模」を想定しておくことは必要なことであると考える。

まず始めに、学校規模について、学校教育法施行規則第 41 条⁶及び第 79 条⁷では小中学校ともに 12 学級から 18 学級が標準であるとされており、区においても当該規模の学校が令和 5 (2023)年 5 月現在、小学校 51 校中 34 校、中学校 22 校中 11 校となっている。加えて、東京都教職員定数配当基準によると、中学校における教員の配置数は、15 学級と 18 学級を比較した場合、5 名引き上がることから、学級数が増えることによる人的配置のメリットやそれに伴う学校運営上のメリットが多く考えられる。

以上を踏まえたうえで、平成 24 年答申で示した「中学校:12 学級から 15 学級」を見直し、国が示す標準にあわせた「小中学校ともに 12 学級から 18 学級」を教育上「望ましい学校規模」であるとした。

次に、1 学級あたりの人数では、小学校においては、令和 3(2021)年度から導入された「35人学級編制」が段階的に実施されていることに伴い、1 学級あたりの平均児童数が減少 8 し、平成 24 年答申で示した教育上「望ましい学校規模」である 1 学級あたり $20\sim30$ 人を概ね実現することができている。

中学校では「40人学級編制」を基本としているものの、1学級あたりの平均生徒数は34.4人であり、平成24年答申で示した教育上「望ましい学校規模」である1学級あたり30~35人を概ね実現することができている。また、中学校における「35人学級編制」の導入の可能性についても今後示されるであろう国の考えや動きについて注視し、考慮しておく必要がある。

さらに、数学や英語等の教科において習熟度別少人数授業が行われており、子どもたち一

⁶ 小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

⁷ 同法第四十一条から(中略)の規定は、中学校に準用する。

⁸ P.12表1参照

人ひとりに応じたきめ細かな指導が行われている。加えて、授業をはじめとする学校運営を サポートする役割として、学力向上専門員や学校生活支援員等の人材を配置することで、円 滑な学校運営と個別最適な指導に取り組んでいる。

また、平成24年答申で示した1学級あたりの人数の下限値(小学校20人、中学校30人)を区独自の学級編制として実現させようとした場合、令和5(2023)年5月時点と比べて、小学校では504学級、中学校では74学級増加し、増加分に対応するための担任教員578名を区で独自に採用する必要が生じる。全国的な教員不足の現状。を鑑みると人材確保が極めて困難であることに加えて、区が独自採用した教員のキャリア面における課題、学級数増に伴う教室不足をはじめとした施設面での対応等の様々な課題があり、区が独自で少人数学級編制を実現することは難しいと言わざるを得ない。

以上のように、国の学級編制基準に基づき平成 24 年答申で示した教育上「望ましい学校 規模」を概ね実現できている現状や、様々な支援人材の配置、授業形態や進め方の工夫によ り子どもたちにとっての個別最適な学びが保障されている現状のほか、区独自で少人数学級 編制を導入することは人材確保及び教員の人事面や施設面の観点からも現実的ではないこ とを踏まえて、平成 24 年答申の内容を見直し、1 学級あたりの人数については「明記しな い」こととした。

一方で、教育上「望ましい学校規模」として1学級あたりの人数を明記しないものの、引き続き教育環境の充実を図っていくために、教職員の配置や学級編制基準の見直しについて、 区から国や東京都に対して、機会を捉えて要望していく。

【参考】平成24年答申との比較

 平成 24 年答申
 本答申

 学校規模
 小学校: 12~18 学級 中学校: 12~15 学級
 小学校: 12~18 学級 中学校: 12~18 学級

 1 学級あたり の人数
 小学校: 20 人から 30 人 中学校: 30 人から 35 人
 明記しない

⁹ 平成30(2018)年度採用候補者選考(令和元(2019)年度採用)応募者数13,461名、応募倍率3.9倍に対して、令和5(2023)年度採用候補者選考(令和6(2024)年度採用)応募者数9,465名、応募倍率2.7倍(東京都教育庁報道発表資料より)

6. 板橋区立学校の適正配置の基本的な考え方

- ○教育環境の整備と教育の質の充実を図るためには、学校規模の適正化とあわせて学校 の適正配置に取り組むことが重要である。
- ○学校は地域活動や防災活動の拠点としての役割を担っていることを踏まえながら、将 来的な教育環境の変化も見据えた学校の適正配置について検討することが重要である。

子どもたちのより良い教育環境の整備と教育の質の充実を図るためには、学校規模の適正 化だけではなく、学校の適正配置にも取り組むことが重要である。

区では、近年、一時的な児童・生徒数の増加が見られるものの、「板橋区人口ビジョン」では長期的には令和 12(2030)年をピークに年少人口が減少していくことが予想されているため、適正規模化による教育環境の整備に加えて、人口減少の可能性を見据えた学校の適正配置を検討していくことが求められている。

具体的には、大規模集合住宅の建設計画を踏まえた通学区域内の児童・生徒数の推計や、通学距離をはじめとした通学に係る安全面を考慮した通学区域の調整を行い、学校の適正規模が実現できる配置を検討することが重要である。

また、学校施設は学び舎としての機能の充実という本来の役割に加えて、地域の活性化や災害に強い地域づくりを進めるための地域活動や防災活動の拠点としての役割を担っていることを踏まえながら、将来的な教育環境の変化も見据えた学校の適正配置について検討することが重要である。

7. 適正配置にあたって検討すべき事項

○ 学校の適正配置にあたっては、以下の検討すべき事項を踏まえ、学校の現状と学校を取り巻く地域の実情を踏まえ、区の公共施設の全体的な計画と調整しながら、課題を整理 し検討したうえで、教育環境の整備をすることが重要である。

〔検討すべき事項〕

(1)通学区域 (2)地域協議 (3)小中一貫型学校 (4)施設内容

(5)施設更新 (6)特別支援教育

学校の適正配置にあたっては、学校や地域が抱える固有の事情や課題に加え、区全体の公共施設のあり方と将来的な学校施設のあり方、維持管理等の課題を総合的に検討する必要があり、そのうえで持続可能な教育環境の整備をすることが求められる。

審議会では、様々な観点から適正配置にあたって検討すべき事項を明らかにした。検討に際 しては、以下に示した6つの事項を踏まえた有効な方策を導き出していくことが望ましい。

(1)通学区域

通学区域の検討に際しては、子どもの教育環境の維持・向上に係る「学校規模」、「通学の安全確保」及び「小学校と中学校の通学区域の整合性」を基本とする必要がある。

また、円滑な学校運営の観点から町会・自治会区域及びPTAや青少年委員の地区分け等様々な点に配慮して検討すべきである。

通学距離に関しては、通学距離や道路状況等を総合的に考えて弾力的に考える必要があり、特に中学校においては小学校の通学区域と整合性を図ることをめざして、より柔軟に検討することが求められる。

	通学区域の検討にあたって考慮すべき内容		
基本とする	適正規模の実現 / 安全性・通学距離 / 小・中学校の通学区域の整合		
もの	性		
配慮するも	町会・自治会 / 支部区域との整合性 / その他事項(PTA や青少年委員		
の	の地区分け等)		

(2)地域協議

教育委員会ではこれまで適正規模化、適正配置の協議に際して「協議会」を設置し、学校関係者及び保護者や町会・自治会等の地域との間で意見集約と合意形成を図ってきており、引き続き保護者や地域での検討を重視すべきである。

適正規模化、適正配置が学校運営に与える影響は大きく、学校運営を共に担うコミュニティ・スクール委員会が果たす役割は大きい。

今後は、コミュニティ・スクール委員会を活用するとともに、学校や地域の実状を勘案 したうえで学校に関わる様々な立場の方からの意見を集めながら協議を進めることが求 められる。ただし、コミュニティ・スクール委員会を活用する際は、早期に情報提供する ことや協議機会を確保するといった配慮が必要である。

また、協議の過程において、必要に応じて教育委員会より対応可能な具体的方策を示す等、協議に係る負担軽減を図ることが望ましい。

(3)小中一貫型学校

小中一貫型学校の設置は、小中一貫教育を推進し、子どもたちのよりよい学習環境の整備と成長機会の提供のための1つの手段であり、新たな選択肢である。学校教育は幅広い知識と教養を身に付けるだけでなく、学校内外における社会的活動の促進や自主・自立及び協同の精神、規範意識等を養うことを目標としており、交流授業等による異学年間の交流は、子どもたちの学習意欲の向上に繋がるほか、学習面だけに留まらず、下級生に対する優しさや上級生への憧れ、人間力、社会性、自己肯定感の向上に繋がる等、多くの教育効果が期待できる。

区では中学校を核として周辺の小学校をグループ化した学びのエリアを設定し、小中一貫教育を行っている。今後設置される小中一貫型学校においては、学校や地域の事情を踏まえながら、特色ある学校づくりや先駆的な研究を進め、その取組や効果を全区的に波及させることにより、小中一貫教育を全ての学びのエリアで効果的に推進していくことが求められる。

新たな選択肢である小中一貫型学校では、これまでの学校現場における課題の解消に資するためだけではなく、義務教育9年間を意識しためざす子ども像を学びのエリア内で共有し、地域の実情を踏まえた特徴的な取組を検討・推進することが重要な役割となる。

また、小中一貫型学校の周辺の小学校からの進学者と、小中一貫型学校の小学校からの進学者との間で人間関係の構築に差が出ないように配慮する必要がある。

小中一貫型学校の設置にあたっては、学校によって学級数や通学区域が様々であること や学校間の距離等が異なることから、一概に整備条件を掲げることは難しいが、以下の点 に考慮し検討することが望ましい。

設置にあたって考慮すべき内容

①小学校と中学校の通学区域の整合性や就学傾向/②通学距離や通学にかかる安全性

(4)施設内容

施設内容を検討する際は、オープンスペースをはじめとする学校全体が学びの場所であるという認識の中で、児童・生徒の学び舎であるという学校全体の機能の充実と、子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びや協働的な学びの実現、中学校における 35 人学級編制の導入の可能性をはじめとする、新たな教育環境への対応が可能となる柔軟な設え等を重要な視点として捉える必要がある。

加えて、そこで学ぶ子どもたちの要望やそこで働く教職員の意見を取り入れながら、性のあり方をはじめとする多様性の視点を踏まえる等、学校に関わる様々な方の意見を尊重しながら施設内容について議論していくことが望ましい。

また、学校施設は、地域活動拠点や防災拠点としての機能が求められており、今までと同様に地域とともにある学校としての複合的な施設内容となるよう検討する必要がある。併せて、地域開放部分と学校専用部分とのセキュリティ管理や、施設管理における教職員の負担軽減について、ハード、ソフト両面から検討することが重要であり、加えて、地域防災機能を最大限活用するためには、日頃から学校と地域が連携し、防災・避難訓練等を実施し、災害情報を共有する等の取組を行い、防災意識の醸成に努めていくことが望ましい。

(5)施設更新

施設更新にあたっては、年少人口の推計、集合住宅の建築計画、都市整備計画、当該学校施設の老朽化状況、区の財政状況等を鑑みるとともに、多機能化や複合化をはじめとした次世代の公共施設のあり方の検討等を総合的に判断し、教育委員会だけではなく、区全体として取り組んでいく必要がある。

また、区の学校敷地は都内特有の土地情勢により限られた面積であることが多く、次世代型の学校施設を想定する場合は、必要な延べ面積を捻出するための高層化改築を選択肢の一つとして検討する必要がある。

(6)特別支援教育

特別支援教室の全校設置等により、特別支援教育についての理解が広まった結果、一人 ひとりに寄り添った丁寧な指導の必要性がより一層認識されるようになり、特別な支援を 受けながら学ぶ児童・生徒数は多くなっている¹⁰。

支援を必要とする子どもたちの推移を予測することは難しいが、区では、支援レベルに 応じて特別支援学級や特別支援教室(STEPUP 教室)等を設け、学校生活支援員等も活用し ながら支援体制を充実させることで、子どもたちの特性に応じた指導に努めている。

個別最適な学びの実現とインクルーシブ教育を実現させるために、子どもたちと教員が関わりやすい職員室配置や通常学級と特別支援学級が交流しやすい教室配置を検討し、通常学級と特別支援学級のそれぞれの教員が連携を図りやすい体制の構築と、学校と保護者や地域等、様々な主体と連携した支援体制の構築を考えていくことが必要である。

_

¹⁰ P. 9 図7参照

8. 適正規模化に向けた取組

区では、今回の中間まとめで示した教育上「望ましい学校規模」から外れる学校が 28 校存在している(令和5年度は小学校 51 校中 17 校、中学校 22 校中 11 校)が、既に述べてきたように、各学校ではそれぞれの規模に応じた適切な教育の提供と教育の充実に取り組んでおり、「望ましい学校規模」から外れることが直ちに望ましくない教育環境にあると断定できない。

一方で、教育上「望ましい学校規模」を大きく外れる場合においては、区や学校、保護者、 地域関係者等の関係主体が良好な教育環境の確保に向けて議論する必要があり、規模に応じた 取組や考え方について、以下のとおりまとめた。

(1)小規模化対応

区では、「板橋区立小・中学校の適正配置に関する基本方針」や「将来を見据えた区立学校の施設整備と適正規模・適正配置の一体的な推進のための方針」に沿って、小規模化に関する課題を区や学校をはじめ、地域、保護者と共有し、小規模化解消に向けて学校関係者による協議会を設置し検討していくことを基本としながら、適正規模化の取組を推進してきた。これらの取組を継続しつつ、通学区域の変更等の児童・生徒数の増加に繋がる取組や年少人口の将来推計を踏まえた学校の統廃合について検討を進めるべきである。

また、全学年が単学級になる程度の過度な小規模化が進行している場合は、過小規模校が抱える課題に対して、施設整備や運営面、指導面の工夫では対応しきれないことがあり、加えて、過小規模校を避けて隣接校への入学を希望する児童・生徒の割合が高くなる傾向があることから、一層過小規模化が進むことによって教育面や運営面に及ぼす影響が大きく、より早急な対応が必要である。

(2)大規模化対応

大規模集合住宅の建設による一時的な児童・生徒数の増加や、小学校における 35 人学級編制の実施による学級数の増加によって、学校規模が大規模化している学校があり、大規模化対応は区が抱える喫緊の課題となっている。

大規模化の解消に向けた取組として新たに学校を設置することや通学区域を変更することが挙げられるが、新校設置は学校用地を確保することが難しく、多額の建設費用がかかることを踏まえると現実的とは言えず、また、通学区域を頻繁に変更することは児童・生徒、保護者に不安を与え、地域の混乱に繋がることが懸念されるため望ましくない。

大規模集合住宅の建設における児童・生徒数の動態は、出生のピークが比較的まとまっていることから、増加は一時的なことが多い傾向にあるため、校舎の増築や改築等のハード面における対応を行うにあたっては、東京都が毎年発出している集合住宅児童・生徒等出現率

表を参考に、当該校の通学区域を中心とした人口動態を確認し、学校規模の将来推計を踏まえて慎重に検討する必要がある。

今回、大規模化対応を検討するにあたって、大規模校の状況を把握するため、他自治体へのアンケート調査を行い、また、学級数が多い区内小中学校の校長を本審議会に招いて大規模校の良い点や学校運営上の苦労についてヒアリングを実施した。

他自治体へのアンケート調査や区内大規模校の校長ヒアリングにおいて、共通して確認できたことは、児童・生徒数が多いため運動会等の学校行事に活気があり、多くの他者と日々接することにより切磋琢磨の姿勢と社会性が一層育まれる等、子どもたちにとってより良い成長に繋がる面があることや、多くの教員が配置されることにより教員間での協力体制が組みやすく、所掌事務を分散させ、負担軽減に繋げやすい、授業や教材研究においても職場内で研修が効果的に行うことができるといった組織運営や人材育成面でのメリット、さらに保護者も必然的に多くなるため学校を支援してくれる人材が確保しやすい等の状況が確認された。

一方、全校朝礼や学年ごとに行う校外学習などの行事の場所の確保、安全確認などの実施上の配慮事項が多い等の苦労があり、加えて、特別教室や体育館、プールの利用にあたっては、時間割の調整に労力を要すること、副校長や養護教諭、学校医等の特定の職については、児童・生徒数によって配置されているとはいえ、担当する人数が多く、負担が多くなる傾向がある。これらの課題に対しては、学校内の多目的室や空き教室を有効活用し、適宜、時間割を調整しながら学校運営を行うとともに、副校長の補佐、学力向上専門員、学校生活支援員、スクールサポートスタッフなどの学校を支援する様々な人材を配置することが有効であることが確認できた。

これらの状況を踏まえて、大規模化が進んでいる学校については、新たな学校用地を確保することが困難であり、学校規模によって通学区域を頻繁に変更することが望ましくない状況であることから、既存の学校施設における余剰スペースを普通教室に転用する等の施設整備を随時行い、様々な人材を適切に配置することで、過大規模校の課題が顕在化しないよう努めていくことが重要である。

9. おわりに

本審議会は、板橋区立学校の適正規模及び適正配置の検討にあたり区立学校の現状と問題点を整理し、事例研究による考察も加えながら議論を進め、適正規模及び適正配置の基本的な考え方、具体的な方策について一定の方向を見出すことができた。本答申は、それらを提言としてまとめたものである。

教育委員会においては、本答申を真摯に受け止め、子どもたちの「未来を切り拓くための資質・能力」を育成する教育環境の整備・充実に向けて、最大限努力すべきである。

また、各学校、保護者、地域関係者は、互いに連携・協力し、未来を担う子どもたちにとって、より良い教育環境を実現、持続するための視点に立ち、十分に検討してほしい。

本答申がその指針となることを切に願ってやまない。